

利 用 者 心 得

- 1 利用者は、次の事項を守ってください。
 - ① 収容人員は、定数を守ること。万一開場に際して混雑が予定される場合には、主催者は、あらかじめ入場整理券を発行するとともに当日には入場整理員を配置すること。
 - ② 許可を受けないで体育館及び敷地内において物品の販売又は金品の募集行為をしないこと。
 - ③ 所定の場所以外において火気を利用しないこと。
 - ④ 所定の場所以外にポスター、旗等を貼布又は懸垂しないこと。
 - ⑤ 許可を受けた設備以外のものを利用しないこと。
 - ⑥ 次に該当する者に対して、その入場を拒否し、又は退場させること。
 - (ア) めいていしている者
 - (イ) 他人に危害をおよぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
 - (ウ) 管理上必要な指示に従わない者
 - ⑦ 入場に、次の事項を守らせること。
 - (ア) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を利用しないこと。
 - (イ) 会場を不潔にしないこと。
 - (ウ) 他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
 - (エ) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - ⑧ 係員の職務上の入場をこぼまないこと。
 - ⑨ 体育館利用後は、施設を点検し、整備、清掃を行うこと。
- 2 次に該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことがあります。
 - ① 利用許可申請書に、いつわりの記載があったとき。
 - ② 利用許可の条件に違反したとき。
 - ③ 公益又は公安を害し、善良な風俗を、みだすおそれがあると認められるとき。
 - ④ 体育館又は付属施設を破損するおそれがあるとき。
 - ⑤ 管理運営上、支障があると認められるとき。
 - ⑥ 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
 - ⑦ 規程又は規則に違反したとき。
 - ⑧ その他体育協会が不相当と認めるとき。
- 3 利用中に建物及び器具を破損又は滅失したときは、何人の行為であっても利用者は、これを原状にかえし、その損害を賠償しなければなりません。
- 4 不慮の事故及び怪我に関しては、体育館管理者の重大な過失を除き、本人又は主催者の責任とする。